慶應義塾大学学術情報リポジトリ Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法三章攷
Sub Title	A Study of the Three Chapters Laws
Author	堀, 毅(Hori, Tsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.1 (1991. 1) ,p.165- 189
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	利光三津夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19910128-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会また は出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守し てご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法	Ξ	章	攷
---	---	---	---

よってなされた解釈も一致をみていない。ところが、「約法三章」の本義を厳格に追求していくと、多岐にわたる解釈が可能と な り、また、か関中の地で約した「法三章」は、中国のみならず本邦にも広く知られた法諺の一である。悠久なる法律文化の歴史を有する中国においては、幾多の法諺がのこされている。その中において、	まえがき	あとがき 「茶の苛法」と「漢の約法」 二、歴代法制史料にみる「約法」 まえがき	
たる解釈が可能となり、また、れた法諺の一である。			堀
- かつて、先学に			毅

三 章 攷

法

本論では、まず「約法三章」に対する解釈例を示し、ついで、私見を呈す。後節では、秦漢時代の法の一斑に論及
していきたい。
大方のご叱正を仰ぐことを得れば幸甚である。
一、「約法三章」の読法・解釈
「約法三章」については、『史記』巻八「高祖本紀」(『漢書』巻一「高帝紀」にも殆んど同文の記事あり)のほか『漢書』
巻二三「刑法志」に同趣旨の記載が見られる。まず、『史記』「高祖本紀」(以下「本紀」と略す)には、
吾與諸侯約、先入關者王之、吾當王關中。與父老約法三章耳。殺人者死、傷人及盜抵罪。餘悉除去秦法。諸吏人皆案堵如故」(漢元年(前二〇六)十月、沛公兵遂先諸侯至霸上。(中略)召諸縣父老豪桀曰「父老苦秦苛法久矣、誹謗者族、偶語者弃市。
とあり、次いで『漢書』「刑法志」(以下「漢志」と略す)には、(こ)
ゆ) 漢與、高祖初入關、約法三章曰「殺人者死、傷人及盜抵罪」鐲削煩苛、兆民大説。
理由は、「約」の字義が多皮にわたり、しかも、右文の用列においても、幾通りの解釈が可能であるという点にある。とあり、右両文上に斉しく「約法三章」の記述が見られる。この語句が後世論議の爼上に載せられるに至った主たる
そこで、次に、「約」の字義について解釈例を示してみよう。
) (動詞としての) "約束をする。
() 秦趙相與約。約曰「自今以来秦之所欲為趙助之、趙之所欲為秦助之」(「呂氏春秋』巻一八「淫辭」)

法三章及

- $\widehat{\exists}$ (d) 『漢書』により補った) 吾與諸将約、先入定關中者王之。(『史記』巻八「高祖本紀」、『漢書』巻一「高帝紀」にも同趣旨の文がある。読み下し文は 秦之を助けん」と。 (動詞としての) " 簡約する 吾、諸将と約す。「先に關中に入りて定めし者は、之に王たらん」と。 秦と趙、相い與に約す。約して曰く「今より以来、秦の爲さんと欲する所は、趙之を助け、趙の爲さんと欲する所は、
- (e) 輕賦少事、以佐百姓之急。約法省刑、以持其後。使天下之人皆得自新更節。(『新書』巻一「過秦下」)
- 自新更節することを得せしむ 賦を輕くし、事を少くし、以って百姓の急を佐く。法を約し、刑を省き、以ってその後を持す。天下の人をして、皆、
- (f) 義』巻一五「坊記」) 子云「有國家者、貴人而賤禄則民輿譲。尚技而賤車則民與藝。」故君子約言、小人先言。〔疏曰〕「謂省約其言也。」(『禮記正

故に、君子は言を約し、小人は言を先にす。〔疏に曰く〕その言を省約するの謂なり。と。 子曰く「國家を有つに、人を貴び禄を賤しめば、則ち民は譲を與す。技を尚んで車を賤しめば、則ち民は藝を興す」と。

- (三)(名詞としての)"約束ごと
- (g) 司約。下士二人、府一人、史二人、徒四人。〔鄭玄曰〕約、言語約束。(『周禮』巻三四「秋官序官」) 司約。下士二人、府一人、史二人、徒四人。〔鄭玄曰く〕約は言語の約束なり。
- (h) С 亞夫曰「高帝約『非劉氏不得王、非有功不得侯。不如約、天下共擊之』今信雖皇后兄、 「周勃傳」) 無功、 侯之、 非約也」(『漢書』巻四
- に之を撃たん』と、いま、信は皇后の兄と雖も功なくして之を侯とす。約に非ざるなり」と。 亞夫曰く「高帝の約に『劉氏に非ざれば王たるを得ず。功あるに非ざれば侯たるを得ず。約の如くならざれば、天下共
- (四) 形容詞としての "簡略な *
- () 微而明、短而長、狭而廣、神明博大以至約。(『荀子』巻五「王制」)
- **徴にして明、短にして長、狭にして廣、神明博大にして至約**

はなり解釈よ、死こ花・割昌寺こより (I) "約束する、と解釈する説		そこで、それぞれの字義を「約法三章」にあてはめてみると、以下のとおりとなる。「約」の字義は右例に限られるものではないが、「約法三章」の解釈に資するものは、一応、右の四例と言えよう。事は彌々大に、五寸の矩も天下の方を盡すなり。	
---------------------------------------	--	--	--

と述べられ、ここに「約束する」と解釈すべき見解が呈せられた。(?)

同様の見解は、宋代の王応麟により、

法三章 攷

與父老約爲句。下云法三耳。
の諸氏により支持されている。と示された。王氏の説は明代の閻若璩、清の翁元圻等により支持され、近現代に至たり、張晋藩・韓兆琦・李甲孚等と示された。王氏の説は明代の閻若璩、清の翁元圻等により支持され、近現代に至たり、張晋藩・韓兆琦・李甲孚等(3)
本邦において、江戸の享保期、経世済民を要道を説いた太宰春台は、
爲に断に法三章を約したまう。約は誓約の意にて比法を永らまで變攻すまじきことを民と相約するなり。高祖、秦を破て咸陽に入りたまい。初に咸陽の民の秦の苛法に困窮せる知りたまい、咸陽の父老を召集、今迄法を捨て、向後の国家を経営するに約法ということあり、「約法」とは約は約束の意なり。法を立て上と下と相約し守るを、「約法」という。漢の
と述べ、近現代において は、『史記』に対して詳細な考証を加えた瀧川亀太郎氏・小川茂樹・戸田浩暁・成宮嘉造等(9)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)
の諸氏も同様な解釈をされている。
欧米の学者においては、ドゥブス氏により、同様な見解が示されている。(4)
(Ⅱ) "簡約する = と解釈する説
唐代の司馬貞は『史記』に注して、
人及盜使至罪名耳。 秦法有三族之刑、漢但約法三章耳、殺人者死、傷人及盜者使之抵罪、餘並不論其辜、以言省刑也。則抵訓爲至、殺人以外、唯傷
と、刑の省約と解している。(15)

之而為三章耳、非相約也。
と"相約する』とする説を否定し、"節約する』と解すべきことを説いた。同様の解釈は何焯によっても呈せられ、(13) (13) (13)
本邦においても、狩野直喜氏により説かれている。(3)
欧米においては、フルスエ氏がこの解釈に立たれている。氏は「漢志」の全文を英文に訳されたが、その訳文で
When the Han arose and the Eminent Founder for the first time entered the passes, he restricted the law ¹⁴³ to three
sections, which read: those who kill people, will be put to death; for those who wound people or rob, their crime will
be matched (by a proportionate punishment). He rejected and removed the vexations and cruelties, and the host of the
people greatly rejoiced ¹⁴⁴⁾ .
と、一まず、"簡約する"としながら、詳細を極めた注を付された。
(Ⅲ) 二史料における解釈を異にする説

「約法三章」に関する解釈は右記の二とおりに限定されるものでなく、折衷的な解釈も示されている。

問題に対し、 フランスの歴史学者シャバンヌは〝約束する〟と〝簡約する〟という二義の訳を示した。また、浅井虎夫氏はこの(31)

蓋高帝紀二從へハ約束ノ約ト解スルヲ穩當トスヘク刑法志ニ従ヘハ省約ノ約ト解スルヲ穩當トスヘシ、強テ一方ニ徧スルノ要ナ

キナリ。

170

法三章及

を試みることとする。 となり、これにより、 これを図示すると、 ことが導き出される。 (i) (ii) \diamond 「約法三章」に対する先学の解釈は右のとおりである。ここで、再び「本紀」「漢志」の原典に戻り、文法的な解析 \diamond 「漢志」について 「本紀」について 主語 右の二文における「約」は同格・同義である 푬 【與父老 || 「與諸侯 ── 約 ── 先入關者王之。] 副詞句 (述語) 約 1 法三章耳。 名詞節

劉昌詩が指摘したように「約法三章」の「約」は「吾與諸侯約、 先入關者王之」の一文と対に解釈すべきであろう。

右文の「約」はいずれも「吾」に対する述語動詞である。

さて、漢籍の解釈をなすべき基本として、一つの史実につき異なった記載がある場合 "旧きに従う という原則が 「本紀」における解釈が一とおりに限定されるに反し、「漢志」における解釈は多岐にわたる可能性を含んでいる。

ある。ちなみに、『史記』『漢書』両書の成立の過程をたどると、

『漢書』(官撰) { ↓ 就修部分(含、「刑法志」) 班 固等 『史記』(私作) と古 漢初 太初年間 〈撰 者〉
となる。右によっても確認されるごとく、『漢書』の記事の内容は『史記』の解釈に拘束されて然るべきである。
それでは、"約束する"以外の諸解釈及び二史料間における意味を別個に解釈する諸説はことごとく無視すべ きも
のであろうか。結論から言えば、解釈の是非とは別個に、「法三章を約す」の歴史的意義を考えるに際し、いずれの説
も存在価値があるので、十分考慮されるべきである。すなわち、二千余年前に約された「法三章」は、単なる"化石=
的な記事でなく、爾来、現代に至るまで法諺として命脈を保ち続けている。そして、この辞句が、法諺として用いら
れるときは、必ずしも(本節で導かれた)"約束する。という意味に限定されることはない。
フルスエ氏は「漢志」に対し、「與父老約約法三章耳」(傍点は筆者)と読むべき試論を 呈 せられた。一般に我々の
「法三章を約す」という法諺に対する認識は、まさに、"簡約な法を約す』ことに他ならないであろう。フルスエ氏の(※)
読法の是非はともかく、法三章が原典から出で法源として広汎に用いられている歴史的経緯を考えるとき、氏の柔軟
なとらえ方は評価されよう。
次節においては、法史の上から「約法三章」について検討を加えてみよう。

法三章 攷

 (n) 唐興、高祖入京師、約法十二條、惟殺人劫盗、背軍叛逆者で、、約束する」という本義をとある。右例における。「約」は、前節における「約法三章」を添して十一條と為す。惟だ、殺人、劫盗、背軍叛逆者は死と制するのみ。(傍線部は〔法率、前節の〔〕」の故事は、その後、八世紀を経た唐の太祖の創業期にやや辞句を異にしつつ再現され、漢の高祖による「約法三章」の故事は、その後、八世紀を経た唐の太祖の創業期にやや辞句を異にしつつ再現され、「人劫盗、背軍叛逆者死、餘並蠲除之。(巻五〇「刑法志」) (n) 唐興、高祖入京師、約法十二條、惟殺人劫盗、背軍叛逆者死。(巻五〇「刑法志」) (n) 唐興、高祖入京師、約法十二條、惟殺人劫盗、背軍叛逆者死。(巻五〇「刑法志」) (n) 唐興、高祖入京師、約法十二條、惟殺人劫盗、背軍叛逆者、役、劫盗、背軍叛逆する者は死と制するのみ。餘は並びに之を蠲除せん。 	漢祖、關に入り、煩苛を蠲削し、三章の約を致たす。漢祖入關、蠲削煩苛、致三章之約。(『魏書』巻一一一「刑罰志」高祖は命を受け、約、令を制し、法律を定む高帝受命、制約令、定法律、傳之後世、可常施行。(『晉書』巻三〇「刑法志」)	「約法三章」は、単に『史記』『漢書』の記述に止まらない。歴代の刑法志には、二、歴代法 制史料に みる 「約法」
--	---	---

173

十二條を約す〕との読法もある。)	との読法もも	める")		
とある。 右の二史料を: (3)	対比してみ	ると、 前	即における	とある。右の二史料を対比してみると、前節における「本紀」と「漢志」の両史料間において見られた関係と酷似し⑶)
た関係が、右の二史料	間にも存す	ることが北	1摘され」	た関係が、右の二史料間にも存することが指摘されよう。すなわち、『舊唐書』の記事は、"簡約する"と一とおりの
解釈に限定されるのに対し	対し『新唐書』	書』の記事	の記事は「漢志」と同様、	と同様、多岐にわたる解釈が可能であるからである。
それでは、唐代史に	現れた「約	法」に関す	する二史料	唐代史に現れた「約法」に関する二史料も前節に準じて一元的に解釈すべきであろうか。
まず、『舊唐書』と	『新唐書』 🛙	においては	記述に異同	まず、『舊唐書』と『新唐書』においては記述に異同があるといえども、本来は一つの史実を伝えていると いう観
点より同義に解釈すべい	きであろう	。そして、	『舊唐書』	点より同義に解釈すべきであろう。そして、『舊唐書』における「約法」は、「爲」と接続していることより、明かに
簡約 するという意味を含んでいる。	外を含んでい	いる。		
次いで、「漢志」と『新唐書』の二史料を対比してみると、	『新唐書』の	の二史料を	対比して	ると、
> 唐興、高祖入京師、○漢興、高祖初入關、	約法十二條…	: :		
と、あたかも対句の様な対照を示す。ここで、	な対照を示	す。ここぞ	い、問題と	問題となっている四史料における解釈を図示すると次のとおりとなる。
意味 史料 「本 紀」	「漢志」	『舊唐書』	『新唐書』	
約束する ◎	0		0	
簡約する	0	0	0	
その他	0		0	

右主
X
י <u>ר</u>
5
Ť
Ł
も確か
か
。確かめられるごと
Б
れ
れるごと
2
Ę
<
끤
累
科
ارت م-د
およ
2
<i>`</i> J
四史料における「約法」に対す
法
に
对
9 Z
2
$\vec{\pi}$
的
to
館
颍
は
元的な解釈はなし得ない。
Ũ
得
ts
6
•

法三章攷

と秦法の厳しさを説いている。また、『史記』の中より、秦法の厳しさに関する具体的記述例を挙 げる と、まず、秦	故に秦の盛なるや、繁法・嚴刑たり。而って天下震う。その衰に及ぶや、百姓怨みて海内叛す。(の)故秦之盛也、繁法嚴刑而天下震。及其衰也、百姓怨而海内叛矣。(『新書』巻一「過秦下」)	かく、後世の人の秦法に対する評価は一般的に手厳しい。例えば、前漢文帝期の人・賈誼は既述のごとく、(4)における「約法三章」を「秦苛法」の対句と見て "簡略な法 5 とする解釈もある。その是非はとも	三、"秦の苛法』と"漢の約法』	れも異り、「民約憲法」の短縮形に他ならないものである。	や唐・高祖の「約法十二条」に相似たものであるが、こと文法的事項に関しては、前に示した⑴~臼の読法とはいず	るごとく、国家の基本法が正式に制定されるまでの暫定的な立法措置であり、法的性格は、漢・高祖の「約法三章」	国家的臨時根本法律、称曰約法」(鄭競毅著『法律大辞書」約法の項)とあり、Provisional constitution と英訳されてい	で約法会議を設けてこれを修正し、六十八条としているが、この「約法」については「在憲法未制定以前、所制定之	なお、民国元年(一九二二)に南京臨時参議院で、臨時約法五十六条を制定し、同三年(一九一四)北平(現北京)政府	もに、多様な意味を包摂してきたという経緯を認めるべきであろう。	はない。そして、本来、一元的な意味を有していた「約法」が既にい1)などによっても傍証されるごとく、時代とと	解釈すべき必然性はあろう。ただし、漢初における「約法」と唐初における「約法」とは敢えて同義に解する必然性	「本紀」と「漢志」および『舊唐書』と『新唐書』は、もとより各々一つの史実を伝えているの で、夫々、同義に
--	--	--	-----------------	-----------------------------	--	--	--	--	--	---------------------------------	---	--	--

法の源たる商鞅の法と伝えられる一文に、
は、罰を同じくす。 ほをして什伍を為さしめ、而つて相い牧司連坐せしむ。姦を告げざる者は腰斬し、(中略)姦を匿す者と敵に降る者との 令民為什伍、而相牧司連坐。不告姦者腰斬、(中略)匿姦者與降敵同罰。(巻六八「商君列傳」)
とあり、ついで、始皇帝時代の法として
回告。 たいたい しいたい ほうなしきの (の) 丞相李斯曰「天下敢有蔵詩、書、百家語者、悉詣守、尉雜焼之。有敢偶語詩書者弃市。以古非今者族。吏見知不擧者與
制曰「可」
(巻六「秦始皇本紀」)
丞桐李斯曰く「天下の敢えて『詩』『書』百家の語を蔵する者あらば、悉く守に詣れ、尉は之を雜焼すべし、敢て
『詩』『書』を偶語する者あらば、弃市されん。古を以って今を非る者は族されん。吏の見知して擧げざる者は罪を同じく
せん。令下りて三十日にして焼かざれば黥して城旦となさん。」制して曰く「可」なりと。
(r) 二世元年七月、發閭左、適戍漁陽、九百人、屯大澤鄉。陳勝、呉廣皆次、當行、爲屯長。會天大雨、道不通。度已失期。失
期法皆斬。陳勝、呉廣乃謀曰「今亡亦死。舉大計亦死。等死、死國可乎。(巻四八「陳渉世家」)
二世元年七月、閭左を發し、漁陽に適戌せしめ、九百人、大澤郷に屯す。陳勝・呉廣、みな次し、行に當たり、屯の長
と爲る。天大いに雨ふり、道通ぜざるに會う。度るに已に期を失う。期を失わば、法みな斬らる。陳勝・呉廣乃ち謀りて
曰く「今亡ぐとも亦死せん。大計を擧ぐとも亦死せん。等しく死せんには、國に死せんこと可ならんか」と。
とある。右史料より、秦法の特徴を箇条に示すと、
① 他人の犯罪を告発しない者は、腰斬の刑に処する。

(f ノークションション・ノーシン・ したし早に 用車 6 チャター 2

176

法学研究64巻1号('91:1)

法三章攷

ては、国家統治の基本政策について、封建をもって基本とすべしとする淳于越らの復古派と、郡県制をもって封建制
秦の法経には、この様な苛酷な法は存在していなかったといえる。また、この制が定められた当時、都の咸陽におい
ない。なぜなら、この制が下されたのは始皇帝の末年に当たる三十四年(前二一三)であり、戦国魏の李悝に淵源する
って、前の①②に比べ現実性に豊んでいると言えよう。ただし、③④をもって、秦律本来の原則と認めることはでき
次なる③④の二項は漢の高祖が「法三章」を約したとき、秦法の苛酷な例として引き合いに出したものである。従
とあるごとく、姦人(犯罪者)を匿した程度では、直ちに極刑に処せられる様なことは無かったことが知られる。
して捕えざるは、貨一盾に当たる。
甲の盜、一錢に盈たず。乙の室へ行く。乙覺らず。問う「乙は何に論ぜらるるや」「論ずる こと 毋れ。それ、之を見知
() 甲盜不盈一錢、行乙室。乙弗覺。問乙論可殹。毋論。其見知之而弗捕当實一盾。(「法律答問」一〇、380)
「論を同じうせん」
甲、盜をなす。臟は千錢に値たる。乙、その盜を知り、臟を受分すること一銭に盈たず。問ら「乙は何に論ぜられん。」
(b) 甲盜藏直千銭、乙知其盜、受分藏不盈一錢、問乙可論。同論。(「法律答問」九、379) (22)
実や犯人の所在を匿したりすると、直ちに極刑に処せられるとある(前出①②)が、秦簡を見るかぎり、
ろが、近年出土した睡虎地秦簡などの諸史料を綜合すると、従来とは異った評価もなされ得る。すなわち、犯罪の事
となる。右記の事項がそのまま史実を伝えるものであれば、もとより、本節を論ずる意義は失われるであろう。とこ
⑤ 遠隔地の守備・徭役などに従事するに際し、定められた期限に後れると、死刑に処せられる。
④ 古の制を讃えて今の制を誹しれば、一族もろとも誅殺する。
③ 『詩経』『書経』など諸子百家の内容を語り合えば、弃市の刑とする。
② 犯罪人を隠匿する者は、敵に降伏する者と同罰とする。(その刑罰は本人に対し誅殺、家族は官没とされる)

所親信者近之。此則陰徳歸陛下、害除而姦謀塞、羣臣莫不被潤澤、蒙厚德、陛下則高枕肆志寵樂矣。計莫 出於 此。」二世然高() 趙高曰、「嚴法而刻刑、令有罪者相坐誅、至收族、滅大臣而遠骨肉、貧者富之、賤者貴之。盡除去先 帝之 故臣、更置陛下之
前出(9)に見られる思想統制があり、ついで、二世皇帝時代における法の深刻化の時代に入る。すなわち
られたものである。この本来の秦法が、始皇帝が統一を果した後八年ほど経てから、苛酷な性向を帯びてくる。まず
本来の秦律は、李悝の『法経六篇』、商鞅の『秦法経』という系統を承ける もの で、合理的な理論により基礎づけ
えよう。
以上の考察により、『史記』などにより伝えられている秦法の評価のすべては額面どおり受けとるべきで ない と言
あると見做すべきであり、本来の秦律とは無縁の記事であると言えよう。
また、一歩譲って、『史記』の叙述を認めるにしても、それは陳勝・呉広が謀反の徒を抱き込む ため に弄した言辞で
とあるごとく、期に後れれば多少の罰は受けることはあったにせよ、直ちに極刑に至るほどの厳しさは見られない。
盾。旬を過ぐるは貲一甲。徭律。御中の徴を發するに、乏して行かざれば、貲二甲。期を失すること三日より五日に到るは許。六日より旬に到るは貨
182)
⑴ 御中發徵、乏弗行、貲二甲。失期三日到五日、誶。六日到旬、貲一盾。過旬、貲一甲。徭律。(「秦律十八種」一一五、
り関連規定を引くと、
戊の期に後れれば、その理由だけで直ちに斬刑に処せられる+ ほどの酷急な規定が存在していたであろうか。秦簡よ
⑤は秦の法が酷急に過ぎて、却って、王朝の存立を危きに至らしめた有名な故事である。果して、秦法の中に、『適
李斬らが反対勢力を追い落すために用いた手段とも言えるものである。
に替えるべきであるとする改革派との権力闘争があった。始皇帝は李斯らの主張を容れ、淳于越らを斥けた。③④は(33)

しかし、「漢志」には、(に後続する箇所に、一理はあると言えよう。
・microponie にし。 たしかに、「法三章」の法文が法源として適用された事例が、直接、史籍の上で検証し得ないこと から、右の見解もたしかに、「法三章」については、その記述が余りにも簡略すぎているため、非現実的な〝虚語〟であろうという説も ある。(39)
四、「法三章」の歴史的評価
この法が定められた前後から、いわゆる、"秦の酷法』という事実が進行したのであろう。
体系を大幅に改め、法を恐怖政治の道具に用いたようである。断行した。この時なされた律の改定については詳しいことは分らないが、文意から察すると『秦法経』における刑罰
とある如く、宦官の趙高の策謀により始皇帝を嗣いだ二世皇帝は、律を改め、その余勢を駆って反対勢力の大粛清を
公主は杜に矺死す。(中略)法令、誅罰は日々に益々刻深たり。
いて羣臣、諸公子罪あらば、輒ち高に下して之を鞠治せ令む。大臣の蒙毅等を殺し、公子十二人は咸陽の市に僇死し、十材を清くして「志を襲にして管勢モス」評に此に出する真し」二世「高の言を柔くとす」ノキ夏をて込在を怠る。 長いか
たたち、たち、またまたした。「「またた」、「またた」はたったい。」たた、ありまただります。から見らたままとあら。またやけよ。此くなれば則ち陰徳は陛下に歸し、害は除れて姦謀は塞り、羣臣は潤澤を被り厚徳を蒙らざるは莫し。陛下は則ち
遠ざけ、貧者は之を富ませ、賤者は之を貴くし、尽く先帝の故臣を除去し、更めて陛下の親信する所の者を置いて之を近
〔二世元年(前二〇九)〕趙高曰く「法を嚴にして刑を刻にし、有罪の者をして相い誅に坐さしめ、大臣を滅して骨肉を
法令誅罰日益刻深。(『史記』巻八七「李斯列伝」)
之言、乃更爲法律。於是羣臣諸公子有罪、輒下髙、令鞠治之。殺大臣蒙毅等、公子十二人僇死咸陽市、十公主矺死杜(中略)

Ł Ł 「本紀」「漢志」における「約」は、動詞としての「約」であり、決して法源そのものたり得ない。また増淵氏は 的な法にとって替ったという指摘であろう。 と「法三章」を「約」した社会的背景を述べられている。右文において最も注意すべき点は、 の約した「法三章」について、 さて、秦漢時代の「約」に関しては、経済史学者の増淵龍夫氏により詳しい研究がなされている。増淵氏は、(3) 増淵氏は、右の論証において「約法三章」と集団の内部規律の「約」と同義のものとして理解されている。 して楚を撃ったとき、蕭何は 潜夫論 容をもった集団の約がつくられているからである。 よりなる叛乱集団である赤眉集団においても、前述のように「人を殺す者は死され、人を傷ける者は創を償う」という類似の内 法令制度のととのわぬ暫時の間、関中の諸県にそのまま適用したものでないか、と考えられるのである。それは、同じく、 この関中の諸県に劉邦が「約」した簡単な法は、実は、もともとは、劉邦集団の内部規律のための集団の「約」であったものを、 (77) 口を計り、転漕し軍に給す。」と記されている。 傍証を重ねられている。右文において、まず、『潜夫論』の点であるが、この書が著わされた後漢時代には、 秦法の廃止より『九章律』制定までの経緯が記るされている。 其後四夷未附、兵革未息、三章之法、不足以禦姦。於是相國蕭何攗摭秦法、 を攗摭し、その時に宜しきを取り、律九章を作る。 (第五斷訟)には「三章之約を制す」と記されていることも、注意しておくべきである。劉邦が関中を平げ、関中より東 其の後、四夷いまだ附かず、兵革いまだ息まず。三章の法は以って姦を禦するに足りず。是において相國の蕭何は秦法 「驟中を守り、太子に待して櫟陽を治し、法令約束を爲り、宗廟・社稷・宮室・縣邑を立つ……戸 取其宜於時者、作律九章。 劉邦集団の約が、 しかし、 游民 劉邦 国家 既

法三章攷

述のごとく小論で問題とする「約」の意味が、本義を出でて拡大していったという経緯があるので、『潜夫論』の記
事は、「約法三章」の歴史的意義を考える上で資することはあっても、「法三章を約する」という基本史料の解釈に、
直接、影響を与えるものではない。ついで、蕭何が作った約束も、名詞的用法であるため、直接、基本史料の解釈に
資するものではないといえよう。増淵氏は「法三章を約する」という一文において、「約」の意味に重きをお かれて
論ぜられているが、筆者は、「法三章」に比重をかけたい。然らば「法三章」とは如何なるものであろうか。
「法三章」とは、劉邦の集団においてとりきめられた"約束』に由来するので なく、実は、古代中国の統治者があ
るべき法の原則として志向してきたものに他ならないのである。筆者は、かつて秦律の中に同害刑的要素がみられる
ことを述べた。ただし、秦簡などの史料には、 直接、 同害刑の存在を明かにする左証は得られない。ところが、 『荀(37)
子 」 に
り。刑、罪に稱わば則ち治まり、罪に稱わざれば則ち亂る。人を殺す者は死され、人を傷くる者は刑せらる。是れ百王の同じくする所なり。未だその由來する所を知る者あらざるな父 殺人者死、傷人者刑。是百王之所同也。未有知其所由來者也。刑稱罪則治、不稱罪則亂。(巻一二「正論」)
とあり、同害刑という罪刑思想を示唆する記事が見られる。
今日においてこそ、同害刑は刑法の未発達の時代の遺産としか評価されないが、〔殺人→死刑・傷害→刑罰(本来は
肉刑)・盗→有罪〕という罪刑の対応は、古代社会においては、合理性こそ認められるにしろ、決して残虐性は認めら
れないのである。むしろ、同害刑の観念の全くない刑罰思想、すなわち、盗・傷などの徴罪でも容易に死刑を科すの
が普遍的であった社会に"傷・盗の罪には、死刑を科さない。(前掲凶の反対解釈)という原則の存在は、被刑者に対し、
却って大きな反射的利益をもたらしたのである。

あとがき
一般に我々が「法三章」を口にするとき、*簡約な法+ という意味で用いる。とこ ろが、司馬遷が『史記』を撰し
たときの「約法三章」には"簡約な』という意味は存在しなかった。
さて、劉邦が入関した時に「法三章」を約した故事と相似た故事が、隋末において後の唐の太宗たる李淵によって
もなされた。李淵による「約法十二條」は構文の上からは劉邦の「約法三章」と共通面を有しているとはいえ、『新唐
書』の記事は明らかに"簡約な*"簡約する* "約・法* ということを意味している。文法的なことはさておき、この
問題に関連して興味がひかれるのは、漢・唐両王朝の創業期に、いずれも「約法」が宣せられている点である。二次
にわたる「約法」の呈示は、新しい支配者の寛大さを宣伝すると同時に、旧支配者の苛酷さを際立たせるという効果
を併せもつ。ただし、前王朝の秦・隋は史書に伝えられているほど非道な国家ではない。両朝に共通していることは、
創業主を継いだ二世皇帝・煬帝がいずれも先代に劣る者であったため、王朝の崩壊を招いたという点である。法制も
大いに乱れた。この様な状況下に呈示されたのが、「約法」である。逆説的に言えば、「法三章」が法的に安定した時
代に約されていたならば、後世に伝わる故事とはならなかったであろう。
「法三章」は"簡約な法』を表す法源として定着しているが、元来、劉邦の創案ではなく『荀子』に見 られ る「百
王の法」を典拠とするものである。
漢朝成立後、『九章律』が制定された。この『九章律』は『秦法経』に三篇を加えたもので ある が、反面、秦末期
の苛法とは性質を異にするという点で『法三章』と共通点を有する。大胆な表現をかりれば、『法三章』は『九章律』
制定にあたり、その基礎となり、漢代法の精神の中に生き続けたのであった。
(1)『史記』の記事によれば「約法三章」がなされたのは、元年十月のようであるが、『漢書』によると「十一月」とある。年

月の表示以外は『史記』『漢書』同文である。

- 2 『知不足斎叢書』 第二〇集
- 3 『四部叢刊』三編・子部所収『困学紀聞』
- 4 絶 王氏『困學紀閒』注文に、「〔閻云〕 按屺瞻曰、刑法志言約法三章者二、 似當仍以八字爲句、餘謂此上文吾與諸侯約、 先入關者王之、吾當王關中、則與父老約、亦當句絶。至約法三章、乃班氏組織成文、於沛公語気不相蒙。」とある。 約句
- 5 『困學紀聞注』(道光五年余姚翁氏守福堂刊本)。
- 6 張晋藩・張希抜・曽憲義編著『中国法制史』第一巻(中国人民大学出版社、一一八一年)一六一頁。
- <u>7</u> 韓兆琦『史記選注集説』(広西人民出版社、一九八二年)四二頁。
- 8 李甲孚『中国法制史及其引論(増訂本)』一九八三年)三四頁。
- 9 『経済録』巻八。
- <u>10</u> 易 とある 『史記會注考証』(史記會注考證刊行会、一九三二~一九三四年)巻八に「上文亦云、 吾與諸侯約、 約字義同、 王説不可
- ij 「李悝法経考」(『東方学級』京都 第四冊、一九三三年)。
- 12 「漢初の法律政策と儒教思想との交渉」(『斯文』第二五巻第一一号、一九四三年)。
- 14 <u>1</u>3 「前漢の法の変動と法思想ಱ──刑法を中核として──」(愛知学院大学論叢『法学研究』第二巻第一・二号、一九六〇年)。
- H. H. Dubs, The History of the Former Han Dynasty vol. 1. (Baltimore, 1938) p. 58
- 15 『史記』 索隠。
- <u>16</u> 『天爵堂筆餘』(明・陶宗儀等篇『説郛三種所収』)。
- 17 法三章者非一、當仍舊也。」(前出注(5)の注文)。 「厚齋亦紀末有「初順民心、作三章約、」改約字爲讀、此「約法」與上「苛法」對、文紀中宋昌有約法令之語、刑法志言約
- (18)「漢書補注補」(『東方学報』京都第九冊、一九三八年)に「直喜案、下文亦有定要束耳語(史記要束作約束) 是、史記索隠今案、秦法有三族之刑、漢但約法三章耳。(中略)以言省刑也。約法卽省刑、 害之爲」とある。 倘如舊讀與字宜讀爲下文爲父老除 何駁非王説
- 19 A. F. P. Hulsewé, Remmant of Han Law vol. 1 (Leiden, Brill, 1955) p.333
- 20 フルスエ氏は「漢志」英訳にあたり、当該記事に対し、二つの詳細な注を付された。この二つの注は、それをもって十分
- 法三章攷

143に一篇の論文を構成するほど精緻なものである。氏の研究に敬意を表する意を含め、注文の全文を引用する。 7**a**. 7Ъ. <u>о</u> 5a. <u>з</u>ь. зa. agree, to promise, to make a pact or an agreement". The tendency in general has been to take yück in the pasparticularly that of no. 1a and b-has considerably exercised the minds of Chinese and Japanese scholars ancient The expression 約法 occurs in the Han-shu and the Shih-chi in the passages quoted above; their interpretation-5b. HS 24A. 9b 4. HS 23. 12a 2 10. 時期約法 of 1931, han a rather different origin. such e. g. in the title of the "Provisional Constitution for Enforcement during the Political Tutelage Period" 訓授 and modern, because yuek can be taken to mean both "to restrict, to shorten, to abbreviate, to simplify", and "to 1a. SC 8. 15b. 粉法; this curious term which in modern literature has come to mean "provisional constitution", figuring as HS 26. 49a HS 1A. 20a-b SC 30. 1b HS 1B. 24 b SC 92. 4a HS 4. 2a SC 10. 1b HS 34. 4a 初順民心作三章之約 = 次於覇上以候諸侯興秦民約法三章 約法省禁 漢興除秦煩苛約法令 2 與父老約法三章耳 除秦苛法興秦民約法三章耳 = 漢與高祖加入關約法三章 2 = 2 (not in SC 8) (not in SC 27)

法学研究64卷1号('91:1)

AD: 秦政酷烈………高祖平亂約法三章太宗至仁除去収鞏(HHS Mem. 38. 1b), "the administration of the Ch'in was "It means to say that punishments were diminished". Even more weight should be given to a contemporary of Pan shown e. g. by the SC commentator Ssu-ma Chen (fl. 713-742) in his so-yin commentary to SC 8. 15b: 以言省刑: old, traditional exegesis seems to have been to take yüch to mean "to simplify" or "simplified" throughout. This is sages quoted under 1a and b as "to make a pact", and in passage 4 as "to shorten or to simplify". However the Ku. nearly seven centuries before Ssu-ma Chen, viz. Yang Chung, who remarked in a memorial submitted in 76

of wives and children (together with criminals)". Here yueh-fa can only be taken in the sense of "to restrict or to three chapters, (whilst) the Grand Exemplar (i. e. emperor Wen) was extremely kind, abolishing the arrestation diminish the laws" bitterly cruel......When the Eminent Founder (i. e. emperor Kao) had pacified the disorders, he restricted the laws

yüeh-fa of T'ang times (cf. note 144 below), viz. that of a simplified law after an excess of legislation cise)". Furthermore the Yen-Vieh lun furnishes at least two examples in 9 (52). 52b and 10 (55). 60b: 約法而易弁 律令煩多而不約, uncommon in this sense. Apart from the passage in HS 4/SC 10 (no. 3a and b above), we find in HS 23. 16b: \Rightarrow π , "the laws are concise and easily understandable (52) /performed (55)". The same idea lies at the base of the It should also be borne in mind that the combination of fa or another word for law, and yield is by "at present the Statutes and Ordinances are excessively numerous and not diminished (c. q. conno means

also tion exactly parallel to the phrase under review: 吾與諸侯約先入關者王之,"I made an agreement with the feudal against giving yüch the meaning of "to simplify or to restrict" because of the preceding sentence which runs against the application of this traditional interpretation of the passages no. 1a and b. Two Sung authors objected However, in spite of the standing and wellknown connection between the two words, exception began to be of the following sentence, and pleaded in favour of the "old" reading, "to restrict". Two famous Ch'ing scholars approx. 1560-1640, acc. to Chu I-tsun's Ming-shih tsung 65. 24b) in his 天爵堂筆録 (or 余; sect. ts'ung-shu vol. 157, 1. 2a, and Wang Ying-lin — 1223-1296 — in his K'un hsüeh chi-wen in the commented edi 奥伯—fl. approx. 1194-1215, see Ssu-k'u catalogue, Ta-tung ed., 118. 7b — in his 蘆浦筆記 in Chih-pu-tsu chai lords, that he who would be the first to enter (the area within) the passes would be king over them". To read the Memoir quoted above and believed Wang Ying-lin to le wrong. Yen Jo-chu (1636-1704) took the opposite view and tion of Weng Yüan-ch'i of 1825). The Ming author Hsüeh Kang, tzu Ch'ien-jen (薛崗, 千仞, poet and author following sentence in a different manner seemed "bad grammar" to them (Liu Ch'ang-shih, tzu Hsing-po, 劉昌詩, entered of the Shuo-fu hsu of 1647, p. 5a-6b) on the other hand stressed the parallel meaning (not the construction) into the quarrel when commenting the K'un-hsüeh chi-wen. Ho Ch'o (1661-1722) referred to the HHS 20 of the reedi taken

remained in favour of the "new" reading, taking yueh to mean "agreement"

taisei I. 439; KATSURA Koson in his Japanese version of the CC, Shiki kokuji kai I. 454). Edouard Chavannes ed., II, viii. 35; Ku Chieh-kang in his SC ed., I. 159; KINDA Rentarö in his SC translation in Kokuyaku Kambun no enkaku, Development of the codification of laws in China, Kyötö 1911, p. 17; TAKIGAWA Kametarö in his SC followed the "new" reading "agreement" for HS 1A/SC 8 (Dubs I. 58; ASAI Torao, Shina ni okeru hoten henson by indicating that in that case 與 before *fu-lao* should be taken with the meaning of 爲 "on behalf of", although parallel text of HS 1A. 20b has 要 in stead of yüeh). He provides, however, a way to preserve the "old" reading the benefical activities of emperor Kao. (Mh II. 353) takes a curious middle-of-the-road position by translating yieh twice over: "je prends l'engagement this of course seriously disturbs the parallelism with the first half of the sentence. Other modern authors have particular because a few lines further down in SC 8. 16a yüeh recurs with the definite sense of "agreement" (the pu-chu, published in the Tōhōgakuhō (Kyoto) IX (1938) 7 pronounced himself in favour of de *reduire* les lois", i. e. he seems influenced by the text of SC 30 (no. 5a above) which refers likewise to Finally the wellknown Japanese scholar KANO Naoyoshi in his additional notes to Wang Hsien-ch'ien's Han-shu the "new" reading, in

equally well to nos. 1a and b. remark into account— "(emperor Kao) abolished the vexatious laws of the Ch'in and for the sake of the people of 518; MATSUDAIRA Yasukuni in Shiki kokuji kai VI. 176-177; W. Franke e. a. in Sinologische Arbeiten rendered 與……結約 or 約束. Nos. 6 and 7 are practically wholly parallel with the crucial passage no. 1; translaobligatory (3a and b, 4, 5a and b) or at least grammatically possible. No. 2 is doubtful, and I do not know whether and Ssu-ma Chen), but also because in all the other HS and SC examples quoted above this rendering is Ch'in he *reduced* the laws to merely three chapters". The same translation can be applied to no. 6 and in the end elsewhere *f*F.........¥J means "to make an abridgment of......"; on the other hand "to make an agreement with" is tors have rendered yüch in no. 7a as "to make and agreement" (YANAI wataru in Kokuyaku Kambun taisei HS 1A/SC 8, in spite of the disruption of the parallelism. Not only because of the ancient tradition (Yang Chung Notwithstanding the above, I believe that it is preferable to retain the meaning of yieh - "to restrict" also in Peking 1945 — p. 60), but there is no compelling reason to do so. Rather one should translate—taking Kano's either Ξ

omissions have occurred in copying, due to seeming tautologies in the original text. Therefore the original text of I will restrict the laws to merely three chapters". This would also vindicate Chavannes' translation HS 1A. 20a-b/SC 8. 15b may well have read: 與父老約約法三章耳, "I make an argrrment with you, Elders, that Finally the hypothesis may be advanced that, like in at least one other passage (HS 23. 14a-b, cf. note 180).

make his meaning absolutely clear and so chose this unequivocal construction. yüek undoubtedly is "agreement"; it is "made" 爲. It is quite possible that the author of the HHS, Fan Yeh (398wounded people, would (have on) indemnify the wounds" (RRS Mem. 1. 9a-b) 乃相與爲約殺人者死傷人者償創, Here 445) was influenced by HS 1 /SC 8, but that, although he took the passage in the "new" sense, he wanted to farmers "then made an agreement with each other, that those who killed people would (have to) die; those who members of the Red Eyebrow insurgents in the last years of the "usurper" Wang Mang. These poor, unlettered One old text definitely tends to disprove the above contention; this is the mutual agreement concluded by the

144. of State, Hsiao Ho, is praised for his diligence for having collected and stored "the Laws and Ordinances and the area about a month later, but from that moment on the war with Hsiang Yü was on. I highly doubt whether tion took place December 207/January 206. About one month later Hsiang Yü arrived, only to leave again in yet it actually meant a great lightening of the people's burdens and secured for Liu Chi their goodwill". This abroga-6) "While this drastic abrogation of the detailed and vexatious laws in effect in Ch'in could not be entirely carried out, 粱玉縄 (1745-1819) in his *Shih-chi chih-i* (史記志疑 6. 22a, *Kuang-ya ts'ung-shu* ed.), first indicates the punishments has struck also two Chinese authors quoted by Kinda (in note 214 to I. 349 of his translation): (1) Liang Yü-sheng ganda purposes, or with a piece of historical fiction (cf. J. R. Hightower, Topics in Chinese Literature 16). This after Emperor Kao's death, we cannot but presume that we have to do either with an empty gesture for propainto Hsien-yang. When we observe furthermore how quite number of "cruel laws" were only abolished years Maps and Documents of the (Ch'in) Chancellor and Grandee Secretary" immediately after Emperor Kao's entry this abrogation can ever have been more than a well meant gesture, particularly as Emperor Kao's famous Chancellor May/June (see Dubs op. cit. 67 and note 1). Emperor Kao left at the same time, to return to the metropolitan In connection with this abrogation Dubs writes in the Introduction to the Annals of Emperor Kao (HFHD I, p.

9a; I have not been able to consult this text) who says that this was nothing but talk for the moment, in order words"; in closing, Liang cites 方回 in the 續古今考 (middle 13th century, see Ssu k'u catalogue, Ta tung ed., 118 etc., which were only repealed much later and then says: "This (law of) Three Sections was nothing but empty for the four hundred years of rule of the Liu family. to pacify the people; (2) Hung Mai (1124-1203) in his Jung-chai hsü-pi (容齋續筆 6. 12b-13a of the Hsin-feng Hung-shih ed. of 1875); he has however only praise for emperor Kao and says that this action provided the base

Ku has to add apologetically that the insufficiency of "The Law in Three Sections" was the reason for the compilation of the Laws in Nine Sections, but then he hastens to add that the harsh measures were but rarely used. None of the Chinese authors, however, doubt the actual occurrence of the fact, but it is interesting to see how Pan

shih, 103; K. Bunger, Quellen zur Rechtsgeschichte der Tang-Zeit 75, note 11, and 145). his case it was not a matter of three, but of twelve (or twenty) articles (see Ch'en Ku-yüan, Chung-kuo fa-chih The gesture was imitated by the first emperor of the Tang dynasty, when he had pacified the capital; only in

- 21 historiques de Se-ma Ts'ien, (Paris 1895-1905) vol. II p. 353. "Je prends l'engagement avec vous, vieillards, de réduire les lois à trois articles." Edouard Chavannes, Les Memoires
- (22)『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』(京都法学会発行、一九一一年)一七頁。
- (23)『中国法制史講義』(朝陽大学、一九二一年)三五~三六頁。
- (24)「法史夜話」(『法学セミナー』一八号、一九五七年)。
- (25)『中国法律制度史』上冊(吉林人民出版社、一九八二年)一九五~一九六頁。
- (26)『中国刑法史』(群衆出版社、一九八五年、一九五~一九六頁)。
- (27) 前揭注(2) 参照。
- 28 めたことに由来している」とある。 八二年六月一五日付(夕刊)に「法三章とは、前漢の高祖が秦を滅したのち、煩雑な秦の法を廃してわずか三カ条の約法に改 法諺としての「法三章」を引用した例は無数にあるが、一例を挙げると中嶋嶺雄「中国政治と法感覚」(『朝日新聞』一九
- (29) 前揭注(19) 参照
- 30 『新唐書』巻一によれば「〔隋・大業十一年十一月、〕克京城命主符郎宋公弼収圖籍、約法十二條、殺人劫盗背軍 坂者 死」

法三章 攷

37 <u>36</u> 35 (3) 所掲の史料のほか、二世時代の法の趙高とのかかわり方は『史記』「秦始皇本紀」における次なる記事によっても 知られ (33)『史記』巻六「秦始皇本紀」に淳于越の言として「博士齋人淳于越進曰、『臣聞殷周之王千餘歳、封子弟功臣、自爲枝輔 <u>32</u> (31) 前揭注(17) の収攬をねらう一時の虚空な宣伝的性格を多分に有つと解し得る。」と述べている。 の約に依って法三章以外の総ての秦の刑法は除去されたかの錯誤に、多くの人々は陥りやすい。この錯誤に導き、天下の人心 何爲相、采摭秦法作律九章、疑此等皆在九章之内、史公穴載入關初約耳」とあり、また、成宮氏は前掲注(13)において「こ ②即位後、二世皇族は趙高を重用し、法令を明らかにした。(「二世乃遵用趙高」) ①始皇帝時代、趙高は胡亥(後の二世皇帝)に法律を教えた。(「趙高故嘗教故亥書及獄令法事」) る。 陛下之過、非忠臣」とある。 今陛下有海内、子弟爲匹夫、卒有田常、六卿之臣、無輔拂、何以相救哉。事不師古而能長久者、非所聞也。今青臣又面諛以重 のを示す。 年)におけるものを示し、算用数字は《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年)に おけるも たようである とある。 除誹謗律、十三年除肉刑、然則秦法未嘗悉除、三章徒爲虚語、『続古今攷』所謂、一時姑爲大言以慰民。蓋三章 不 足 禁 姦、蕭 魚、然其大辟尚有夷三族之令。又攷恵帝四年始除挟書律、呂后元年始除三族罪、妖言令、文帝元年始除収孥相坐律令、二年始 ④又、二世皇帝の言に"皇帝たるものは、法を重くすれば、人民は罪を犯さず、天下は治まる。(「凡所爲貴有天下者、得肆意 ③ついで、二年には、二世皇帝は禁中にて諸事を趙高と決した。(「二世常居禁中、與高決諸事」) 極欲、主重明法、下不敢爲非、以制御海内矣こ 「法三章」は虚語であるとの説は、清代の梁玉縄『史記志疑』(巻六)に「案、漢書刑法志曰、漢興約法三章、 秦簡引用文において「「」と漢数字は、睡虎地秦墓竹簡整理小組編〔線装本〕『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九七七 拙稿「秦漢賊律攷」(『慶應義塾創立一二五年記念論文集・慶應法学会政治学関係』一九八三年)。 増 淵龍夫『中国古代の社会と国家』 (弘文堂、一九六○年)第四章、戦国秦漢時代における集団の |参照。また、史料(0)に「約法省刑」とあることなどから、法は少なければ少ないほど緩いという観念があっ 『約』について」 網漏呑舟之